

# 教育における生成 AI の利用に関するガイドライン

2023 年 12 月 20 日  
教育推進機構  
高等教育企画室

## 1. はじめに

近年、AI 技術は急速に発展・普及しており、とりわけ、ChatGPT をはじめとする生成 AI が注目を集めています。ChatGPT のような対話型生成 AI は質問や指示を与えれば、何らかの答えが返ってきます。これにより、学修や作業の効率化が図られること等が見込まれます。

他方、大学が「学びの場」であることは言うまでもなく、大学における様々な活動においては、誰かに教えてもらうのではなく、自ら主体的に学ぶことが重要です。大学での学びにおいて、新しい技術やツールは有用ですが、その利用に際しては、その技術やツールがどのような課題を抱えているかを理解した上で、自身の学びにどのように取り込んでいくかを考えなければなりません。

そこで、本ガイドラインでは、本学の教育の場面における生成 AI に係わる利用方針や一般的な注意事項を示します。生成 AI に対する理解を深め、適切に利用することが求められます。

なお、このガイドラインは、継続的に検討を行い、必要に応じて改定していきます。

## 2-1. 生成 AI について

従来の AI 技術が持つ主たる機能は、データの分類、識別、予測等でした。一方、生成 AI は、プロンプト（質問・作業指示）に対応した文章、画像や音楽等を生成します。例えば大規模自然言語処理モデルである ChatGPT は、インターネット上に存在する膨大なデータを学習し、その学習結果を参照しながら、何らかの統計的に「もっともらしい」結果を出力します。

また、生成 AI は事前に学習したインターネット上のデータに基づいてプロンプトに対する結果を出力するため、利用者が入力する情報が生成 AI の学習データとして利用される可能性もあります。

## 2-2. 生成 AI の出力結果について

生成 AI の出力結果は、事前に学習したデータに基づく、「統計的にもっともらしい、自然」なものです。しかし、「統計的にもっともらしい、自然」なことと「正しい」あるいは「適切」であることは別のことです。

そのため、出力結果を利用するには、以下の事項に注意しながら、必ず利用者自身が妥当性や信頼性を確認し、責任を持って利用する必要があります。

- (1) 虚偽・事実と異なる誤った内容、存在しない架空の内容、偏見や偏りを含んだ内容が出力される可能性がある。
- (2) 出力結果を利用することで、a) 著作権侵害、b) 商標権・意匠権侵害、c) 名誉毀損等、既存の権利を侵害する可能性がある。
- (3) 生成物について著作権が発生しない可能性がある。
- (4) 生成物を商用利用できない可能性がある。
- (5) 生成 AI のポリシー上の制限に注意する。
- (6) 教員の指示で生成 AI を活用してレポートや論文等を執筆したり課題に取り組む際、生成 AI を利用した事実や生成 AI の出力結果を利用した該当箇所等を明記しなければならない場合がある。

### 2-3. 生成 AI へ入力する情報について

生成 AI は、利用者が入力する情報を学習データとして利用する可能性があります。そのため、生成 AI に情報を入力する際には、以下の事項の入力を禁止する、または入力に注意する必要があります。

- ・入力を禁止するもの
  - (1) 個人情報
  - (2) 他社から秘密保持義務を課されて開示された秘密情報
  - (3) 本学の要機密情報
  
- ・注意を要するもの
  - (4) 第三者が権利を有している情報（第三者が作成した文章等）
  - (5) 登録商標・意匠（ロゴやデザイン）
  - (6) 著名人の顔写真や氏名

### 3-1. 学修における留意事項（学生向け）

生成 AI の利用については、様々な立場がありますが、重要なのは、自身が主体的に学び、その学びを深めていくことです。これまでも、これからも新しい技術やツールを利用・活用していくことは不可避であると思われませんが、生成 AI の利用・活用に際しては、特に以下の事項に注意してください。

- (1) 生成 AI に依存しすぎると自身の学びに繋がらない。
- (2) 生成 AI の活用方法として、例えば、自身のアイデアを広げる・深めるための仮想の相手にするといったような、「自ら主体的に学ぶ」ことを補助するツールとして利用することが考えられる。
- (3) 意図せず剽窃等の研究不正に当たる場合があるため、また、自身の学びに繋がらないため、生成 AI の出力結果をそのままレジュメ、発表資料、レポート卒業論文等に用いてはならない。
- (4) 生成 AI を利用した際は、利用した事実や生成 AI を利用した該当箇所等を明記しなければならない場合がある。
- (5) 生成 AI の出力結果を鵜呑みにせず、妥当性や信頼性を確認し、責任を持って利用する。
- (6) 生成 AI への情報入力を介して、意図しない情報流出・漏洩が生じるおそれがあることを理解した上で利用する。
- (7) 授業等における生成 AI 利用の可否は、それぞれの授業科目によって異なることがあるため、生成 AI を利用する際は、事前に担当教員や指導教員に確認する。

### 3-2. 教育における留意事項（教員向け）

学生の生成 AI の利用をコントロールすることは困難であり、その利用を完全に排除することは現実的ではないと思われれます。まず、教員自身が、生成 AI に何ができて何ができないのかについて理解を深めた上で、生成 AI の利用について向き合うことが必要であると思われれます。

生成 AI は、利用の仕方によっては、作業効率や教育効果の向上が期待できる一方、学生自身の学びの促進や厳格な成績評価に係わって大きな問題が生じることも懸念されます。

教育目標を達成し、学生が学位授与方針に掲げられた諸能力を獲得できるよう、以下の事項を念頭に置きながら教育を実施する必要があると考えられます。

- (1) 教員自らが生成 AI の出力結果に対する理解を深める。例えば、レポート課題をプロンプトとして入力し、出力を評価してみる。こうしたプロセスを学生と共有する、さらには学生に改善させることで、生成 AI の利点と限界を学生自身に考えさせる良い機会となるかもしれない。

- (2) 課題の出題方法を工夫する。例えば、単に事実を記述させるようなレポートは避け、最終成果のみを提出させるのではなく、課題を分割する、学生同士または教員からのフィードバックを取り込むなど、レポート作成の過程を評価する等の工夫が考えられる。
- (3) 課題を授業時間外とせずに、授業時間内に記述させる形式にする、少人数の授業であれば、口頭での説明を求めることも可能である。
- (4) レポートのみでの評価は避けて、可能な範囲でテストや口述試験を組み合わせ、多様な観点から評価を行う。
- (5) レポート等、課題の提出を求める際は、生成 AI の利用の可否、あるいは条件等について明確な指示を与える。
- (6) ルールを守らなかった場合の対応について明確にした上で、適切に利用するよう注意喚起する。
- (7) 生成 AI のリスクについて注意喚起する。

#### 4. 生成 AI の活用事例等

参考となる WEB ページを紹介します。

- (1) 大阪大学 全学教育推進機構 教育学習支援部：授業における生成 AI の活用法  
[https://www.tlsc.osaka-u.ac.jp/project/generative\\_ai/support\\_ai.html](https://www.tlsc.osaka-u.ac.jp/project/generative_ai/support_ai.html)
- (2) 福島大学 教育推進機構 高等教育企画室  
今後、生成 AI の活用事例を紹介していく予定です。